
農林水産省の定員純減に関する 取組について（総括）

平成18年4月21日

農 林 水 産 省

1. 基本的考え方

- (1) 農林水産省においては、これまでも行政需要の変化に対応して、農林統計、食糧管理、国有林野の各分野について、累次にわたり、業務の見直しと定員の純減を実施してきた。
- (2) 今般の総人件費改革においては、昨年末閣議決定された「行政改革の重要方針」及び現在国会で審議中の行政改革推進法案の趣旨に沿って、各分野の業務の在り方について真摯に検討を行い、抜本的な見直しを行うものとする。
- (3) 現在進められている担い手を対象とした品目横断的経営安定対策への転換等の農政改革や、米政策の改革の進捗状況、これに対応した今後の行政需要の見通しを踏まえ、国として自ら実施すべき事務事業を明確にするとともに、合理化できる業務は可能な限り合理化することとして、業務の大胆な整理を行う。

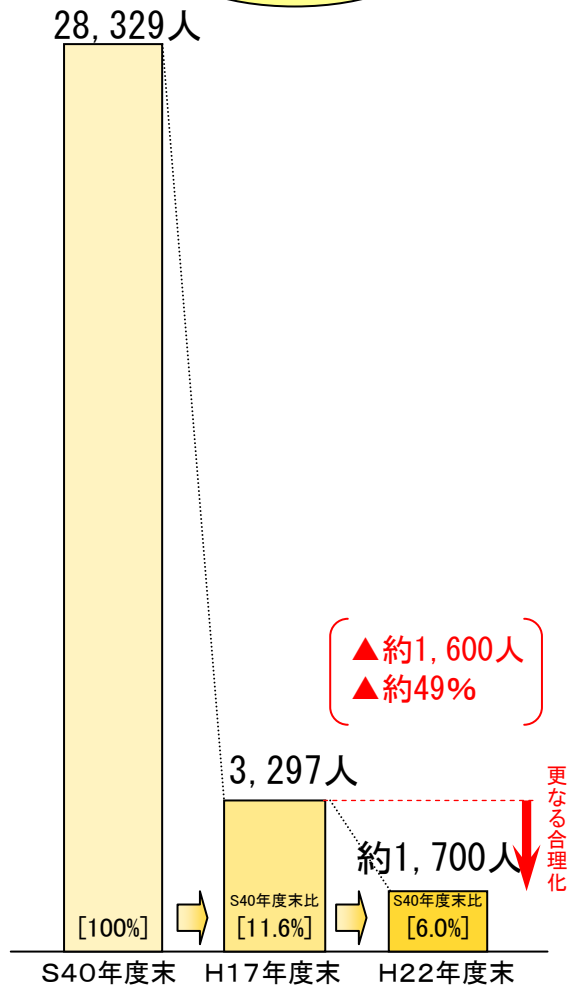
2. 各分野の総括

- (1) 総人件費改革に係る重点事項のうち、農林統計業務、米麦の食糧管理業務については、合計で17年度定員約7,400人のうち、ほぼ半数の▲約3,500人（▲47%）の純減を行う。
- (2) また、これらの事項以外についても、情報関係（約900人）で▲約500人、消費・安全関係についても、行政の充実強化が求められている分野ではあるが、より効率的な体制で従来以上の効果が発揮できるよう見直しを行い、17年度定員約4,100人のうち、▲約500人の純減を行う。
- (3) この結果、4分野で合計▲約4,500人の純減を目標とする。
- (4) また、もう一つの重点事項である森林管理についても、一定の業務・定員のスリム化（▲約400人）に加え、一部業務を独立行政法人化する（▲約2,000人程度）ことにより、17年度定員約5,300人のうち▲約2,400人程度の純減を目標とする。

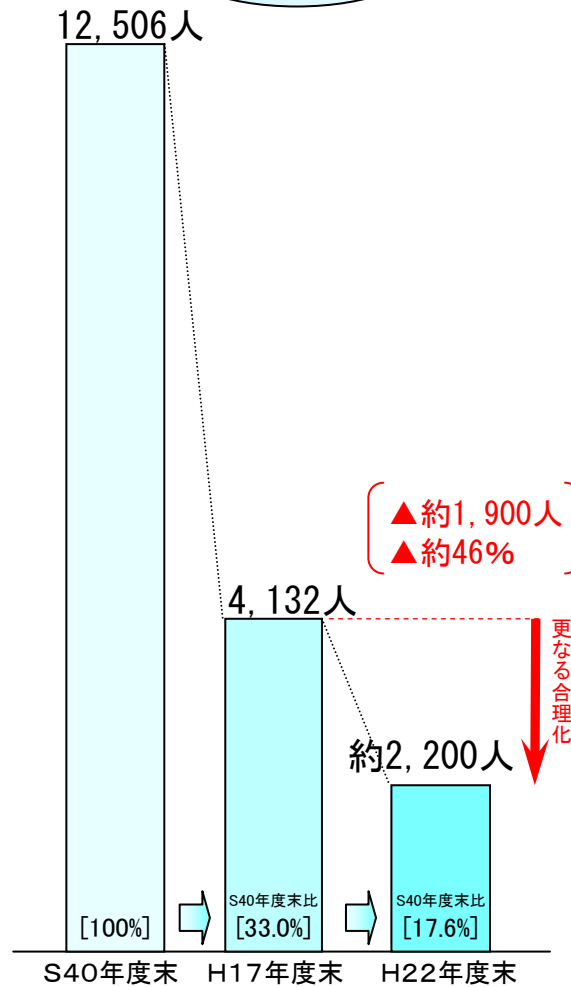
(5) なお、職員の雇用等を確保しつつ、これらの純減目標を達成するためには、府省を超えた配置転換を、短期間に、円滑かつ確実に実施することが必要であり、そのための実効ある対策と責任ある体制の確立を政府全体の取組として強く求めたい。

農林水産省の定員純減に向けた取組

食糧管理



農林統計



森林管理

